

大 規 模 事 故 編

目 次

大 規 模 事 故 編

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の策定方針	1
---------------------	---

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 大規模火災対策計画	3
第 2 節 林野火災対策計画	7
第 3 節 危険物等災害対策計画	10
第 4 節 航空機災害対策計画	18
第 5 節 鉄道災害対策計画	22
第 6 節 道路災害対策計画	25
第 7 節 放射性物質対策計画	28

第1章 総 貝

第1節 計画の策定方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び栄町防災会議条例第2条の規定により、栄町防災会議が作成する計画であって、栄町の地域にかかる大規模火災、林野火災、危険物事故、鉄道事故、道路事故など大規模な事故災害のおそれがある大規模災害に対応するため、防災関係機関、公共的団体及び住民が総力を結集し、平常時からの災害に対する備えと災害発生時の適切な対応を定め、社会秩序の維持と公共の福祉の向上を図ることを目的とする。

なお、栄町地域防災計画を推進するにあたっては、社会情勢の変化及び本町のまちづくりの施策等を考慮して、「安全で安心してくらするまちづくり」を基本理念とし、住民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、都市防災対策の強化を含めた総合的な防災体制の整備を図り、災害につよいまちづくりを推進するものとする。

この計画に定められていないものについては、風水害等の規定に準ずるものとする。

また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、風水害等編の災害復旧計画に準ずるものとする。

栄町の火災及び交通の主な概要は次のようになっている。

1 火災

平成25年中の総出火件数は8件で火災種類別に見ると、建物火災が12.5%、車両火災が12.5%、その他火災が75.0%などとなっており、損害額は700千円であった。

2 交通

(1) 道路

栄町の道路は、全体的に狭いため、幹線となる道路について整備する必要がある。

(2) 鉄道

栄町の鉄道は、JR線単線のみであり、東京通勤者が多いことから、都心を結ぶ輸送力の確保及び地域整備、活力の増強の基盤として複線化の整備が必要となっている。

(3) 空港

栄町に隣接する成田市には、昭和53年5月に開港した成田空港があり、本空港は世界と日本を結ぶ空の表玄関として、世界有数の旅客数及び取扱貨物量を誇るなど、わが国の社会、経済、文化の発展に大きく貢献している。

大規模事故編 第1章 第1節

3 配備基準

体制	配備	配備基準	配備を要する部等
災害対策本部設置前	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> 大規模事故災害が発生し、あるいは大規模事故災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき <p>(1) 大規模火災 (4) 航空機災害 (2) 林野火災 (5) 鉄道災害 (3) 危険物等災害 (6) 道路災害</p>	事務局 情報管理部 広報渉外記録部 応急処理衛生部 福祉医療部 教育部 消防本部を班編成し、統括者が指名した班
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> 大規模事故災害が発生し、あるいは大規模事故災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき (第一配備体制を強化し、速やかに災害対策本部設置に移行できる体制) 	第1配備に加え 事務局 情報管理部 広報渉外記録部 応急処理衛生部 福祉医療部 教育部 消防本部を班編成し、統括者が指名した班
災害対策本部設置後	第3配備	<ul style="list-style-type: none"> 大規模事故災害が発生し、あるいは大規模事故災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき 	本部を構成するすべての部・室・局

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

1 基本方針

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な災害に対する対策について定める。

2 予防計画

(1) 建築物不燃化の促進

ア 建築物の防火規制

県及び町は、市街地における延焼防止を次により促進する。

(ア) 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては、防火地域及び純防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

(イ) 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

イ 都市防火不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

(2) 防火空間の整備・拡大

ア 県及び町は、緑地保全法に基づき、緑地保全地区を指定し、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防火に役立てる。

イ 都市公園は、住民のレクレーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

町は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

ウ 都市における街路樹は、人や物を輸送する交通機関のみならず大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりに貢献することが大きい。

県及び町は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については緊急性の高いものから整備を図っている。

エ 都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、県の実施する河道の拡幅等、河川の改修が防災空間の整備等に有効である。

(3) 市街地の整備

町は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整備事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

(4) 火災予防査察

町の消防本部・署は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第四条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

予防査察の主眼点

ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・防火用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準のとおり設置・維持管理されているかどうか。

イ 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、市町村火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。

ウ こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱い状況が、栄町火災予防条例どおり確保されているかどうか。

エ 公衆集合場所での裸火の使用等について、栄町火災予防条例に違反していないかどうか。

オ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱いの状況が、栄町火災予防条例に違反していないかどうか。

カ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

(5) 住宅防火対策

町内の火災による死者（住宅火災）の予防とその被害の低減を図るため、町は、住宅用防火器具の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

ア 住宅用防災機器等の展示

イ 啓発用パンフレットの作成

ウ 講演会の開催

(6) 多数の者を収容する建築物の防火対策

ア 防火管理者及び消防計画

町の消防本部・署は、多数の者を収容する建築物の管理権限者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

(ア) 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

(イ) 消火、通報、避難等の訓練の実施

(ウ) 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施

(エ) 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施

(オ) 従業員等に対する防災教育の実施

イ 定期点検報告

町消防機関は、特定防火対象物の管理権限者に対し、火災予防上必要な事項の適否について

(7) 文化財の防火対策

町には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周知な火災予防に関する努力が必要である。

ア 消防施設の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火栓設備、動力消防設備、建造物全体を水で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

イ 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防本部・署から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の効用を図るため、消防本部・署と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

(8) 消防組織及び施設の整備充実

ア 消防組織

町は、消防職員・団員の確保に務める。

県は町の行う消防組織の充実強化を推進するための情報提供等の支援を行う。

イ 消防施設等の整備充実

県は、町が作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等市町村の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進するため支援する。

町における整備計画は次のとおりである。

施設分類	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
救助資機材等総合整備事業	1				
消防ポンプ自動車		2		1	1
救急業務高度化資機材緊急整備事業			1		

大規模事故編 第2章 第1節

3 応急対策計画

(1) 応急活動体制

ア 県及び町は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 県及び町は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 情報収集・伝達体制

ア 町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法適用については、風水害等編第3章第5節「災害救助法適用計画」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用については、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号により、住家に被害が生じた場合のほか、第4号により直接多数の者の生命、身体に危害を及ぼす事故が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定や社会秩序のためにも迅速な救助の実施が求められる場合である。

(4) 消防活動

ア 消防本部・署は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 町は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

ウ 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な実施に努める。

(5) 救助・救急計画

ア 県及び町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

イ 町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

ウ 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

(6) 交通規制計画

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

(7) 避難計画

ア 発災時には、町及び警察等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

ウ 町は、必要に応じて避難場所を開設する。

(8) 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等供給計画については、風水害等編第3章第9節「食料供給計画」、第13節「衣料生活必需品等物資供給計画」、第14節「給水計画」、医療救護計画については、風水害等編第3章第17節「医療救護活動計画」に定めるところによる。

第2節 林野火災対策計画

1 基本方針

最近の林野火災は、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者が、多くなるに伴い、その発生件数も近年増加傾向にある。また、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、森林火災について定める。

なお、森林火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、「森林火災特別地域対策事業」を活用する等、森林火災に係る総合的な事業を樹立し、森林火災対策の推進を図る。

2 予防計画

(1) 広報宣伝

ア ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報などによる注意

県及び町は、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、町防災行政無線、町広報、回覧板、有線放送等を利用し住民の注意を喚起する。

イ 観光会社、交通機関等による啓発

町は、鉄道・バス会社、旅館等に協力を要請しポスターの掲示などの啓蒙宣伝を実施する。

ウ 学校教育の指導

県及び町は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護育成等について、小、中学校児童生徒に対して森林火災予防を理解させるための普及指導を行う。

エ 山火事予防運動の実施

県、町及び森林組合は、山火事予防運動期間中に懸垂幕を設置するなどの各種啓発事業を協力を推進する。

(2) 法令による規制

ア 栄町火災予防条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

町は、住民に対し、火災警報発令下における市町村条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

イ 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

森林率が高く火災発生の危険の高い区域においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

ウ 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

町は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を遵守させる。

大規模事故編 第2章 第2節

(3) 予防施設の設置

ア すいがら入れの保持

県、町及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

イ 立看板等の設置

町は、キャンプ場等の人の集まるところに立看板を設置する。

(4) 体制の整備

ア パトロール車による巡視

町は、入山者の多い林野等にパトロール車を配置し、機動的に巡視を実施する。

(5) 消火施設の設置

ア 水槽の設置（自然水利の活用）

町は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽の配備に努める。

イ 自衛隊の支援

町は、大規模火災に対処するため、自衛隊の支援体制を確立する。

ウ 簡易消火用具の配備

町は、大規模火災に対処するため、簡易消火用具の配置に努める。

(6) 林野等の整備

ア 林業経営

森林所有者は、造林にあたっては、下刈、枝打、徐伐等の励行を図り消火活動に資する。

イ 林道

県及び町は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

ウ 防火線

県、町及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

エ 防火樹林帯の造成

県、町及び森林所有者は、火災発生の危険性の高い森林の林縁に、防火樹林帯を造成する。

3 応急対策計画

(1) 消防計画の樹立

ア 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

町は、県の指導により森林の所在する地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布しておく。

イ 消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町村と協議しておく。

ウ 重点地域の指定

特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、週樋敵に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。

エ 消防計画図の作成

町で計画している消防計画のなかにも、林野火災消防計画をとり入れる。

(2) 総合的消防体制の確立

ア 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑適切に連絡できるようその体制を確立する。

イ 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した町長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

ウ 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておく。

エ 地域自衛組織の育成

森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

オ 防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各種機関と合同した総合訓練を実施する。

カ 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

キ 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有し、消防本部等に管理委託している空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

管理委託先	空中消火バケット保管場所	臨時離発着場所	水 利
自衛隊	第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場	
市原市	水上消防署予定地内倉庫	山倉ダム敷地内	山倉ダム
君津市	君津市消防本部	郡ダム敷地内	郡ダム
富津市	天羽地区防災備蓄倉庫	富津市高溝字左り沢	戸面原ダム
鴨川市	鴨川消防署	鴨川市総合運動施設 陸上競技場	小向ダム 金山ダム 佐久間ダム
長柄町	味庄分遣所	長柄町営球場	長柄ダム
東金市	中央消防署	東金ダム敷地内	東金ダム
大多喜町	大多喜町総合運動場倉庫	大多喜町総合運動場	勝浦ダム 荒木根ダム

ク 救護体制の確立

日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動その他医療救護体制の確立を図る。

大規模事故編 第2章 第3節

第3節 危険物等災害対策計画

道路上での危険物等の災害については、大規模事故災害編第2章第6節「道路災害対策計画」の定めるところによる。

1 危険物(消防法)

(1) 基本計画

危険物(石油等)による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(2) 予防計画

ア 事業所等

(ア) 消防法及び消防法等に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

(イ) 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所(以下「危険物施設」という。)の規模に応じ、次の人員を配置する。

1) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令(以下「危政令」という。)で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

2) 危険物保安監督者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

3) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安委員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

(ウ) 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

1) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

2) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

3) 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

イ 県、町及び消防機関

(ア) 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合な場合は、ただちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

(イ) 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

1) 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵、取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

2) 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守される。

3) 消防体制の強化

消防機関は、各事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

4) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

(3) 応急対策計画

ア 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

(ア) 通報体制

1) 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

2) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

(イ) 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

(ウ) 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

イ 県、町その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び栄町地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

(ア) 災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、町、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(イ) 救急医療

当該事業所、消防機関、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。警察、その他関係機関はこれに協力する。

大規模事故編 第2章 第3節

(ウ) 消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

(エ) 避難

町は、警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

(オ) 警備

警察は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期すため警戒活動を実施する。

(カ) 交通対策

道路管理者、警察は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

(キ) 原因の究明

町、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

2 高圧ガス

(1) 基本方針

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(2) 予防計画

ア 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所党内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

一つの事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の応援体制を確立する。

(オ) 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

(カ) 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

(キ) 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

イ 町、消防機関その他関係機関

(ア) 防災資機材の整備

- 1) 町及び消防機関は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。
- 2) 町及び消防機関は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

(イ) 保安教育の実施

町及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

(ウ) 防災訓練の実施

町及び消防機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

(3) 応急対策計画

ア 事業所等

(ア) 緊急通報

高圧ガス施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(イ) 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(ウ) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒素、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(エ) 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

(オ) 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒素ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

大規模事故編 第2章 第3節

イ 県、町その他関係機関

(ア) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(イ) 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒素、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(ウ) 防災資機材の調達

1) 町及び消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

2) 警察及び消防機関は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(エ) 被害の拡大防止措置及び避難

1) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

2) 町は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

(オ) 原因の究明

町、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

3 火薬類

(1) 基本方針

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(2) 予防計画

ア 事業所等

(ア) 警戒態勢の整備

火薬類関係施設に災害等が発生する恐れのあるときは、警戒体制を確立する。

(イ) 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

1) 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

2) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

4) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

(ウ) 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

(エ) 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

イ 町及び関係団体

事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

(3) 応急対策計画

ア 事業所等

(ア) 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

(イ) 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(ウ) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

イ 県、町その他関係機関

(ア) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

(イ) 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(ウ) 被害の拡大防止措置及び避難

1) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

2) 町は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

3) 警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

(エ) 原因の究明

町、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

4 毒物劇物

(1) 基本方針

大規模事故編 第2章 第3節

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の危被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

(2) 予防計画

ア 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

(ア) 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

(イ) 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

(ウ) 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定等に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

(エ) 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定等に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

(オ) 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記（ア）から（ウ）により危害防止に努める。

イ 県（保健所）

毒物劇物製造業者及び輸入業者等に対して立入検査を行い、法令を遵守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

(3) 応急対策計画

ア 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

(ア) 通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼす恐れがある場合には、保健所、警察署、又は消防機関へ通報を行う。

(イ) 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼす恐れがある場合には、自ら定めた危害防止規定に基づき、危害防止のため漏出防止、除外等の応急措置を講ずる。

イ 県、町その他関係機関

(ア) 緊急通報

県（保健所）、警察署及び消防機関は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

(イ) 被害の拡大防止

消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

(ウ) 救急医療

県（保健所）、警察署及び消防機関は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(エ) 水源汚染防止

県（保健所）は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

(オ) 避難

町は、県及び関係機関と協議の上、必要であれば、避難の勧告・指示を行う。

1 基本方針

本計画は、成田空港及びその周辺（以下「新東京国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定める計画とする。

・防災関係機関

発災時には災害原因者である航空事業者、成田空港事務所、成田国際空港株式会社、県、関係市町村等別表1の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図ることとなる。

※ 新東京国際空港消防相互応援協定団体

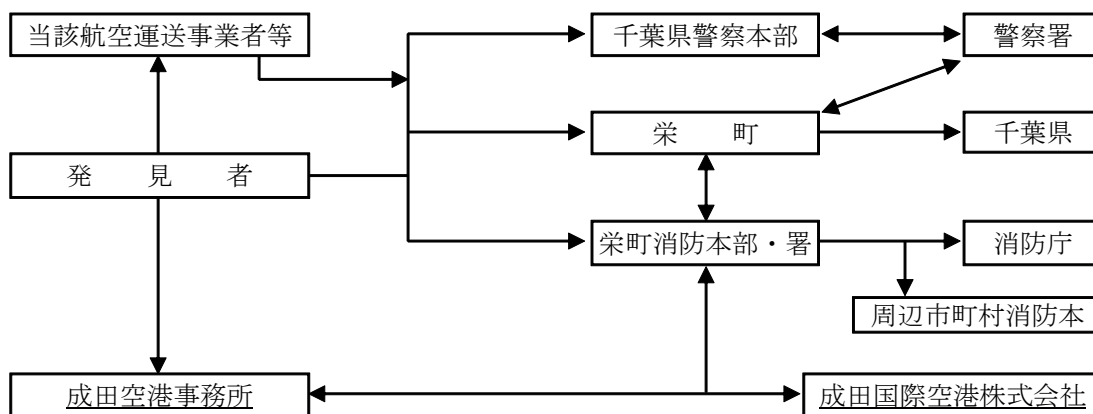
成田市、香取広域市町村圏事務組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、富里市、山武郡市広域行政組合、匝瑳市横芝光町消防組合、栄町、成田国際空港株式会社

2 予防計画

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

関係機関はそれぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。尚、航空機災害が発生した場合の通信系統は次のとおりとする。

町内で航空機災害が発生した場合



(2) 協力・応援体制の整備

関係機関は相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

(3) 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

関係機関は発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

(4) 防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

3 応急対策計画

(1) 災害情報の広報

航空機災害が発生した場合、栄町及び千葉県警察並びに成田空港事務所（以下「空港事務所」という。）成田国際空港株式会社と、航空機災害にかかる航空輸送事業者（以下「航空会社」という。）等は、災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して次の内容の広報を行う。

ア 栄町及び関係機関の実施する応急対策の概要

イ 避難の指示勧告及び避難先の指示

ウ 乗客及び乗務員の住所氏名

エ 地域住民等への協力依頼

オ そのほか必要な事項

(2) 消防活動

ア 実施機関

栄町、栄町消防団

イ 協力機関

成田国際空港株式会社、空港周辺市町村消防機関、千葉県警察

ウ 実施事項

(ア) 航空機災害に係る火災が発生した場合、栄町及び栄町消防団は化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施する。

(イ) 航空機災害に係る火災が発生した場合、栄町及び栄町消防団員等は、地域住民及び旅客の生命身体の安全を図るとともに消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

(ウ) 災害の規模等が大で栄町及び栄町消防団では対処できないと思われる場合は成田国際空港株式会社及び空港周辺市町村消防機関に応援をを求めるものとする。（消防相互応援協定）

(3) 救出救護及び死体の捜索内容

ア 実施機関

栄町、栄町消防団、成田国際空港株式会社、航空会社、千葉県警察、千葉県

イ 協力機関

千葉県医師会、日本赤十字社千葉県支部、印旛市郡医師会、国公立病院、空港周辺市町村消防関係機関、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会、成田赤十字病院

大規模事故編 第2章 第4節

ウ 実施事項

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出救護収容等を行う場合は、次により実施する。

エ 救出班の派遣

乗客、地域住民等の救出は実施機関の協議に基づき救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入し迅速に救出活動を実施する。

オ 救護班の派遣

死傷者の救護は協力機関が編成する救護班の派遣を受けて応急処置を施した後にあらかじめ指定された医療機関に搬送する。

なお、協力機関が編成する救護班は、風水害等編第3章第17節「医療救護活動計画」の定めるところによる。

カ 救護所の開設

重軽傷者の救護は栄町、成田国際空港株式会社及び航空会社の協議に基づき応急仮設救護所を開設し迅速な処理を図るものとする。

キ 死体一時保存所の設置

死体の収容は、栄町、成田国際空港株式会社及び航空会社の協議に基づき死体一時保存所を設置し、収容するものとする。死体の収容に係る実施事項は、風水害等編第3章第19節「死体の捜索及び収容埋葬計画」の定めるところによる。

(4) 交通規制

ア 実施機関

道路管理者、千葉県公安委員会、千葉県警察

イ 実施事項

(ア) 交通規制

栄町で災害が発生した場合道路管理者または警察機関は相互に協議のうえ道路の一時的な通行禁止または制限を行うものとする。

(イ) 広報措置

上記により道路の通行の禁止又は制限を実施したときは関係機関は、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報し理解をもとめるとする。

(5) 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、また、事故現場の清掃については、成田空港区域内の場合は成田国際空港株式会社、その他の場合は風水害等編第3章第18節「防疫、清掃計画」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

別表1 防災関係機関

機 関 名	防災担当者	電話番号
国土交通省東京航空局新東京空港事務所	航空管制情報官	0476(32)6410
成田国際空港株式会社	空港運用本部・保安警備	0476(34)5569
千葉県	消防地震防災課	043(223)2178
千葉県警察本部	警備課	043(227)9131
千葉県成田国際空港警察署	警備課	0476(32)0110
成田警察署	警備課	0476(27)0110
成田警察署（栄交番）		0476(95)0025
印西警察署	警備課	0476(42)0110
印西警察署（布鎌駐在所）		0476(95)2396
栄町（消防本部）	消防防災課	0476(95)8983
栄町消防本部・署	通信指令室	0476(95)0119
（社）千葉県医師会	事務局	043(242)4271
印旛市郡医師会	事務局	0476(27)0168
（社）千葉県歯科医師会	事務局	043(241)6471
印旛郡市歯科医師会	事務局	0476(27)1894
（社）千葉県薬剤師会	事務局	043(242)3801
印旛郡市薬剤師会	事務局	043(422)0417
栄町三師会	事務局	0476(95)0260
日本赤十字社千葉県支部	救護福祉課	043(241)7531
日本赤十字社栄町分区	福祉課	0476(95)1111
東日本電信電話(株)千葉支店	災害対策室	043(211)8652
株N T T ドコモ千葉支店	サービス推進部	043(301)0285
東京電力パワーグリッド(株)千葉支店	総務グループ	043(224)3111

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

1 予防計画

(1) 事業者による予防対策

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行うものである。

(2) 行政等による予防対策

ア 国、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 国及び地方公共団体は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、住民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。

ウ 国、地方公共団体、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

2 応急・復旧計画

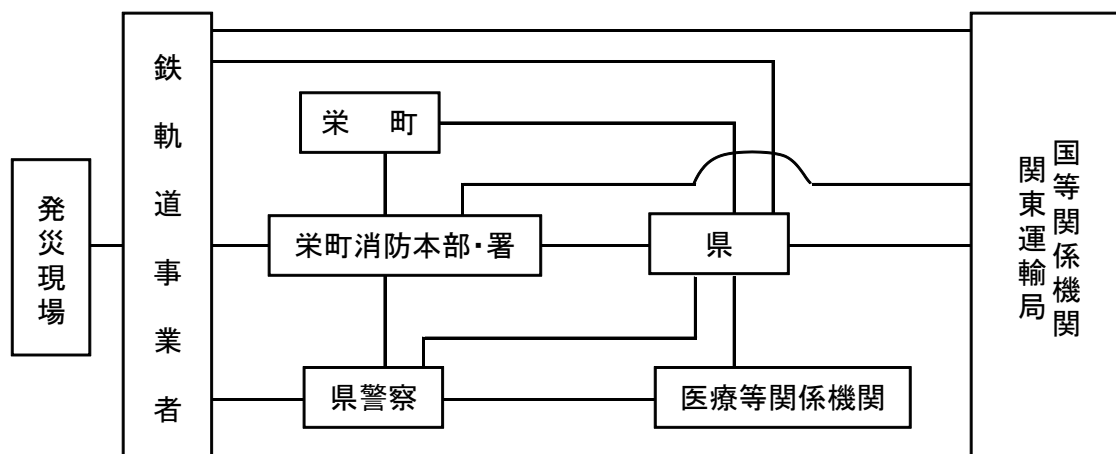
(1) 行政等による応急活動体制

県及び町は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 情報収集・伝達体制

鉄道事故情報等の連絡

鉄道事故発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
交通環境部情報・ 防災課	————	————	045-211-7269	045-211-7270

※鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は鉄道部安全対策課

(NTT電話：045-211-7240)

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線 電 話	防災無線 F A X	NTT 電 話	NTT F A X
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-225-4886

(3) 相互協力・派遣要請計画

ア 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

イ 県及び町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

ウ 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(4) 消防活動

ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。

イ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速な消火活動を行う。

(5) 救助・救急計画

ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。

イ 国及び地方公共団体は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

ウ 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

(6) 交通規制

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

大規模事故編 第2章 第5節

(7) 避難計画

- ア 発災時には、町及び警察等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- ウ 町は、必要に応じて避難場所を開設する。

(8) 各事業者による応急・復旧対策

事業者	概 要
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に災害復旧本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊</p> <p>自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。</p> <p>(3) 救護</p> <p>千葉鉄道検診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動に備えておく。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>鉄道事故情報等の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運輸部指令] B --- C[千葉支社(総務部安全)] B --- D[市町村消防機関] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] </pre> </div> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

第6節 道路災害対策計画

1 基本計画

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

〈計画の対象となる道路災害〉

トンネルの崩壊、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等

2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

(1) 予防計画

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずるものとする。

ア 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生する恐れのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各関係機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の決壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを常時実施し監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生する恐れのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>
危険箇所の改修	道路管理者	<p>異常気象時等の崩壊等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。</p>
	県	<p>市町村道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。</p> <p>土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。</p>
	市町村	<p>土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。</p>

※ 道路管理者：国土交通省、千葉県、市町村、日本道路公団、首都高速道路公団、千葉県道路公社などをいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。

(以下本節内において同じ。)

大規模事故編 第2章 第6節

イ 資機材の保有

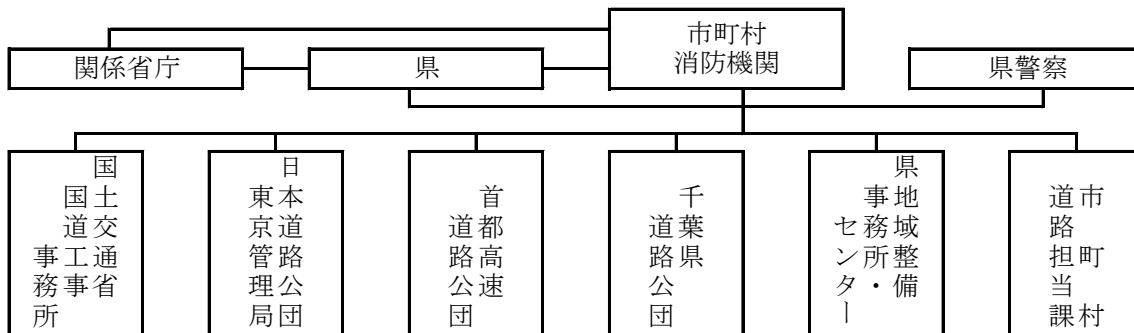
道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

(2) 応急対策計画

ア 情報の収集・伝達

(ア) 道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

(イ) 情報連絡系統



イ 応急活動

(ア) 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執るものとする。また、県及び町は必要に応じ災害対策本部等の体制を執るものとする。

(イ) 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者及び県警察	道路構造物の被災による人的な災害を未然に阻止するため、道路災害の発生の恐れがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早急の道路確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	県	市町村の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られない恐れがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	市町村	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する

3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施するものとする。

(1) 予防計画

危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

(2) 応急対策計画

ア 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の講ずべき措置を伝達するものとする。

イ 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

ウ 交通規制

道路管理者及び警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

エ 避難

町及び警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。

オ 広報

町及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は、被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

1 基本方針

千葉県には原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、県内には核燃料物質を使用している事業所がある。

また、千葉県に隣接する地域には、臨界事故等の発生を想定し、対策を検討すべき施設が存在するほか、原子力艦の通行、核燃料物質等運搬が想定される。

これらの核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項であり、本町は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、放射施物質事故による影響の甚大性にかんがみ、放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防及び発生時の応急対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、別途定める「放射性物質事故対応マニュアル」（千葉県）によることとする。

また、放射性物質事故対策における町の役割としては次のとおりである。

- ① 住民等に対する原子力防災に関する広報及び職員に対する教育訓練に関すること。
- ② 県の緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。
- ③ 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること。
- ④ 住民等に対する農林畜産物についての災害情報及び各種措置に関すること。
- ⑤ 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること。
- ⑥ 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。

2 放射性物質事故の想定

- (1) 近隣の放射性物質取扱い事業所施設で取扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性は無いため、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。
- (2) 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出するなどを想定する。
- (3) 茨城県等に立地している「原災法」に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

3 予防計画

(1) 放射性物質使用施設に係る事故予防対策

放射性物質使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素の漏えい等による放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ、国、県、町、警察及び消防などの関係機関に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

- (2) 放射性物質取扱施設の把握
町は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。
- (3) 放射性物質事故発生時の体制整備
町は、次の対策の実施を検討する。
 - ア 専門知識等に関する助言が受けられる体制
 - イ 被ばく治療可能施設の把握
 - ウ 防護資機材の整備
 - エ 退避誘導體制の整備
 - オ 町民、公共施設、教育施設への緊急連絡体制
 - カ 防災関係者への放射性物質事故の教育、町民への知識の普及及び訓練の実施

4 災害応急対策計画

放射性物質事故発生時における町が初動的に行うべき役割としては、次のとおりである。

- ① 情報の収集・連絡及び緊急連絡体制等の確保
- ② 町長が避難勧告等を行った区域及びその周辺における治安の確保
- ③ 健康対策

(1) 情報の収集・伝達体制

① 通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに以下の事項について、国、県、町、警察及び消防などの関係機関に通報するものとする。

通報の項目は、概ね次のとおりである。

- ア 事故発生時刻
- イ 事故発生場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲及び程度等
- カ その他必要と認める事項

② 被害状況の報告

放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合は、町は、国、県、警察及び消防などの関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

(2) 緊急時のモニタリング活動の実施

県が、必要に応じ緊急時モニタリング本部を設置し、国や独立行政法人放射線医学総合

大規模事故編 第2章 第7節

研究所の専門家の指示、指導又は助言を得て、緊急時のモニタリング活動を行うなど放射性物質による環境への影響について把握した後、町はそれに必要な協力を行うものとする。

モニタリング項目は次のとおりである。

- ア 大気汚染調査
- イ 水質調査
- ウ 土壌調査
- エ 農林水産物への影響調査
- オ 食物の流通状況調査

(3) 避難

① 退避施設の選定

町は、町民への影響がある場合は、コンクリート屋内退避施設を選定し町民に周知を図る。

② 退避誘導

町は、放射性物質の影響等について、専門家の指導及び助言を受け、影響を受ける区域の住民に対しては、立入禁止区域、避難勧告または避難指示を発令し、安全な地域に避難場所（退避施設）を開設する。

(屋内退避及び避難等に関する指標例)

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実行線量	<ul style="list-style-type: none"> ○放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ○ウランによる骨表面または肺の等価線量 ○プルトニウムによる骨表面または肺の等価線量 	
10～50	100～500	町民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線またはガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、または避難すること。
50以上	500以上	町民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。

※予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、何らかの措置も講じなければ受けるとされる線量である。

※予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

※外部被ばくによる実行線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面または肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面または肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

※「原子力施設等の防災対策について」（平成15年7月一部改訂 原子力安全委員会）より

(4) 放射性物質等による汚染の除去

事業者は、国、県、町及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染及び除去を行うものとする。

(5) 広報活動

町は、地域住民等の民心安定のため、流出危険物等に係る情報または被害拡大を防止するための避難の勧告等を踏まえた警戒情報について、防災行政無線及び広報車により広報を行うことを基本とし、状況によりさかえ情報メール、ホームページを活用する。

(6) 健康被害の調査

町民等の健康被害について、印旛健康福祉センター等と協力して調査を行う。

(7) 飲料水・食料の摂取制限等

国、県の指示、指導及び助言に基づき、放射性物質により汚染又は汚染のおそれがある飲料水・飲食物の摂取制限、農林畜産物の採取・出荷制限等について、関係機関に指示する。

制限の解除にあたっては、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力規制庁等の判断を踏まえ、摂取制限及び採取・出荷制限等の解除を実施する。

(8) 広域避難者対応

際涯範囲が広域で町域外から避難してきた避難者支援については、避難元自治体及び県と連携・協力するものとする。